○中部地方整備局告示第九十六号

天竜川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月十五日　中部地方整備局長　梅山　和成

次の図面（第九十七号図から第百一号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人福井県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	川畑　茂、内田　達正
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	谷口　英嗣

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	滝口　珠生
変更後	田中　良謙、河原　利典

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　舞鶴都市計画道路事業三・二・九号小倉西舞鶴線、三・四・五号上安久倉谷線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府舞鶴市字倉谷小字浜田、東大内町、大縄、村ノ内北、丁ノ浦及び村西地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
草津市東草津四丁目東鐘突六七八番二から京都府久世郡久御山町大字森小字川端三六番三まで	前	BA	一一・七〇～二〇・〇〇	六二・〇〇（メートル）	三四・九二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一一・七〇～二〇・〇〇	六二・〇〇～九七・〇〇	三四・九二〇～二六・九〇二	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所